

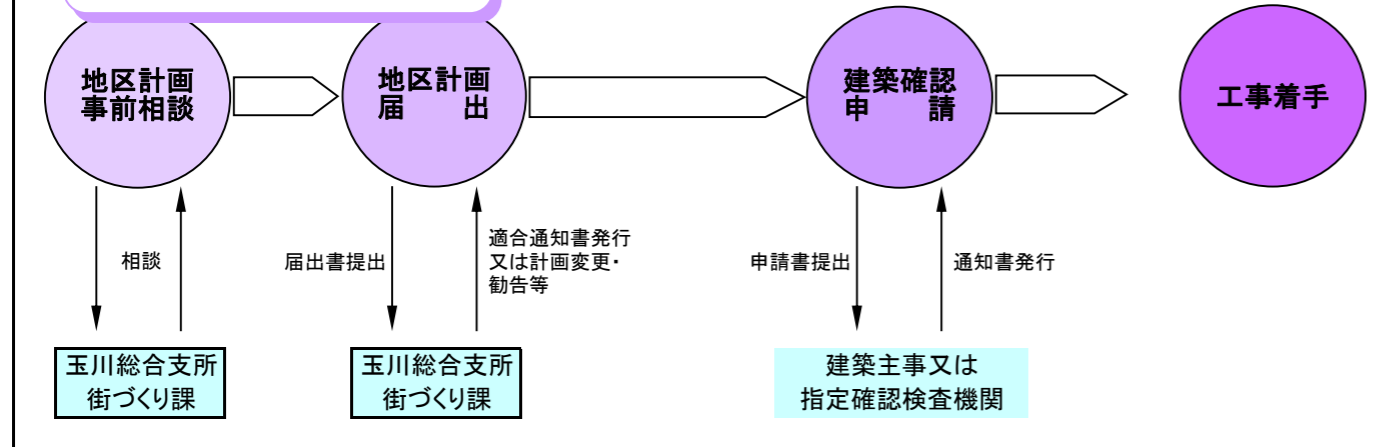
●地区計画の方針

名称	中町上野毛通り沿道地区 地区計画	
位置	世田谷区中町二丁目及び三丁目各地内	
面積	約2.99ha	
関する 区域の 整備・ 開発 及び 保全に	地区計画の目標	本地区は、周辺の良い居住環境を保全しながら、緑豊かな自然環境に恵まれた中低層の住宅地の形成を図るものとする。
	土地利用の方針	1. 上野毛通り沿道地区をA地区とし、周辺地域と調和のとれた、中層住宅を主体とした街区の形成を図る。 2. 上野毛通りの後背地をB地区とし、周辺地域と調和のとれた、低層住宅を主体とした街区の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	1. 上野毛通りは、主要生活道路として整備する。 2. 中低層の住宅地の形成を図りながら、適宜、ポケットパーク、小緑地等の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な中低層住宅地としての形成を図るため、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態若しくは意匠の制限、及びかき若しくはさくの構造の制限について定める。

平成元年10月11日都市計画決定・告示 世田谷区告示第175号



事前相談から
工事着手までの流れ



●問い合わせ・届出先

世田谷区玉川総合支所街づくり課
電話 03(3702)4539
FAX 03(3702)0942

●案内図



中町上野毛通り 沿道地区 地区計画

●地区計画とは

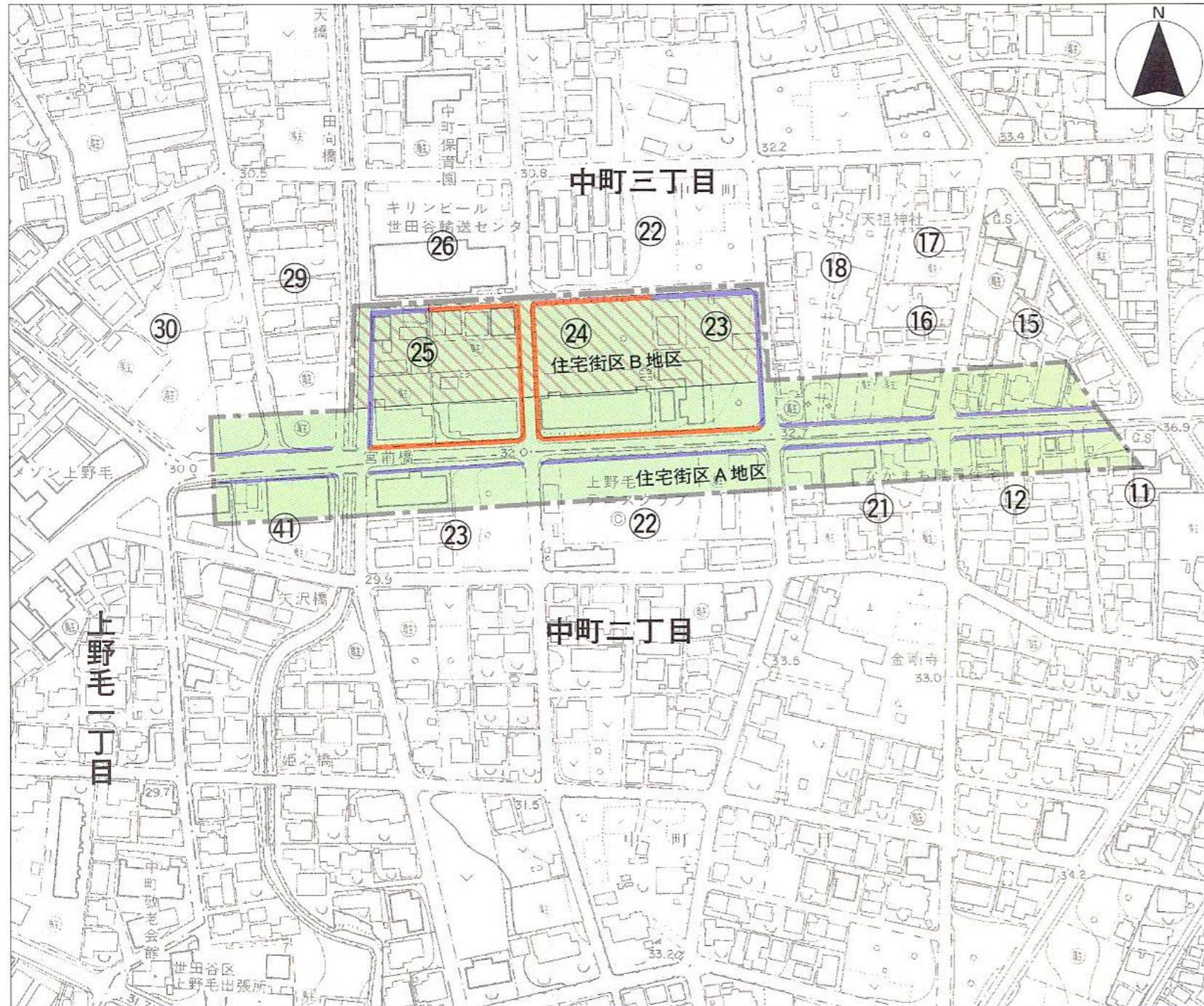
安全で快適な町並みの形成や、良好な環境の保全などを目的に、地区の特性にあつたきめ細やかな計画を地区の方々と共に考え、都市計画として定めたものです。

●次の行為に着手する日の30日前までに届出を

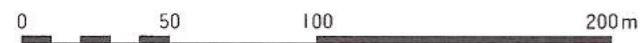
- 土地区画形質の変更**
具体的には次のような行為が該当します。
(ア)道路の新設、拡幅、廃止又は変更
(イ)一団の土地を分割して二つ以上の宅地として利用するもの
(ウ)宅地以外の土地を宅地として利用するもの
(エ)土地の切土、盛土
- 建築物の建築又は工作物の建設**
建築物の新築、増築、改築、移転、及び門、擁壁、広告塔等を建設する場合など。
- 建築物等の形態又は意匠の変更**
建築物、門、塀、その他の工作物の高さ、その他の寸法、形状、色彩を変える場合など。



●地区計画計画図



※②等は当地区計画のかかる街区の番号です



●凡例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	住宅街区A地区
	住宅街区B地区
	壁面の位置 (境界線より1m)
	壁面の位置 (境界線より2m)

●街づくりガイド

地区の細区分	A地区	B地区
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
建ぺい率	50%	
容積率	150%	
高度地区	第一種高度地区	
防火指定	準防火地域	
壁面の位置	計画図に示す壁面の位置を越えて、建築してはならない。	
高さの最高限度	12.5m	10.0m
意匠	建築物等の外壁、屋根等の形状又は色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いたものとする。	
垣・柵の構造	なし	道路に面して設ける場合は、生け垣、又はフェンス等に緑化したものとする。 ただし、道路からの高さが60cm以下のものはこの限りではない。
日影規制	規制される日影時間	5m<L ≤10m 10m<L
	測定水平面	3時間以上 2時間以上 4m

